

住居確保給付金

南島原市生活自立相談支援センター(保護課) ☎73-6656

離職や廃業、やむを得ない休業などで家賃の支払いに困り、住居を失う恐れがある人などに対して一定期間、家賃相当額を支給します。

- 支給対象者
離職・廃業から2年以内、または勤務先のやむを得ない休業や自宅待機などで収入が減少し、住居を失う恐れがある人など
- 支給金額
家賃相当額(原則3カ月分)を市から家主へ支払います。
※給付金の受給には収入や資産、その他要件を満たす必要があります。

市営住宅の家賃減免・延納の相談を受け付けます

南島原市計画課 ☎73-6677

市営住宅の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少した人は、収入と世帯人数により市営住宅の家賃を減免、または延納できる場合があります。

- 対象となる人の例
 - ・例①…勤務先や自営の会社などが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動を縮小して休業などを行った結果、収入が著しく減少した人(解雇、退職、倒産、休業、営業停止、売上げの減少など)
 - ・例②…新型コロナウイルス感染症に関する対応として小学校などが臨時休校した場合などに、保護者が子どもを世話するために休暇を取得したことにより、収入が著しく減少した人
- 手続など
 - ①収入が減少したことを証明する書類のほか、所定の書類を添えて申請してください。
 - ②減免が承認された場合、申請した翌月からの減免となります。

※収入減少後の額によっては、家賃が減免とならない場合があります。

市営住宅の一時使用について

南島原市計画課 ☎73-6677

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い解雇されたことなどにより、住まいの確保が困難となった人を対象に、一時的に市営住宅を優先的に貸し出します。

- 対象者
市内在住または市内勤務の人で、新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件のいずれかに該当する世帯または単身の人。
 - ①雇用先からの解雇などに伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる人またはその家族
 - ②雇用先の住居手当などにより居住可能だった住居から退去を余儀なくされる人
 - ③解雇などにより離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる人
- 対象とする住宅
入居決定後、10日程度で入居できる住宅5戸
- 入居期間…原則、入居の日から1年以内
- 家賃…入居者負担
(世帯の収入により算出される家賃)
- 敷金…免除
※5月15日(金)から受け付けています。

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援策

特別定額給付金の申請を受け付けています

南島原市地域づくり課 ☎73-6631

市では5月に特別定額給付金申請書類を全世帯に郵送し、申請を受け付けています。まだ申請がお済みでない人は、**令和2年8月11日までに申請**してください(郵送申請の場合は**8月10日消印有効**)。

申請には、申請書のほか本人(および代理人)の確認書類の写しおよび振込先の通帳の写しが必要になりますのでご注意ください。

- 給付対象者…基準日(令和2年4月27日)時点で南島原市の住民基本台帳に登録されている人
- 受給権者…給付対象者の属する世帯の世帯主

！それ、給付金を装った詐欺かもしれません！

「手伝う」とかたって大事な財産を奪おうとする者がいます。
給付金に関して国や市区町村が
右記のようなことをすることは絶対にありません。

- ◆現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- ◆受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ◆メールを送り、URLをクリックして申請を求めること

「怪しいな?」と思ったら
遠慮なくご相談ください

- ▶消費者ホットライン「188」(局番なしの3桁)
- ▶新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」
- ▶南島原市消費生活センター ☎82-3010
- ▶南島原警察署 ☎86-2110 ▶警察相談専用電話「#9110」

子育て世帯への臨時特別給付金

南島原市子ども未来課 ☎73-6652

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

- 対象児童
 - ・令和2年4月分の児童手当が支給されている児童(特例給付受給者は除く)
 - ・令和2年3月分の児童手当が支給される児童のうち、4月から新高校1年生となった児童
- 支給対象者…児童手当の受給者
- 支給金額…対象児童1人につき1万円
- 支給予定日…6月中に支給予定(児童手当を受給している口座に振込み)
- 手続など…支給を受ける場合、手続は不要です。支給対象者には、案内などを事前に送付します。

妊婦の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症予防のための布製マスクを配布します

南島原市子ども未来課 ☎73-6652

- 対象…妊娠をしている人
※出産後の人への配布は予定していません。
- 配布方法…新たに妊娠が判明した人は、母子健康手帳の交付に合わせて配布します(代理による受け取りも可能です)。
※既に妊娠の届け出を済ませている妊婦の人で、布製マスクを希望される場合は、子ども未来課までご連絡ください。

